様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年11月27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えすあーるえすほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ＳＲＳホールディングス株式会社  （ふりがな）しげさと　まさひこ  （法人の場合）代表者の氏名 重里　政彦  住所　〒541-0052  大阪府 大阪市中央区 安土町２丁目３番１３号大阪国際ビルディング３０階  法人番号　4120101022786  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画  ②　DX推進宣言 | | 公表日 | ①　2025年 5月 9日  ②　2025年 5月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト＞IR情報＞中期経営計画  　https://srs-holdings.co.jp/ir/assets/docs/srs-vision-2030.pdf  　https://srs-holdings.co.jp/ir/assets/docs/srs-vision-2030.pdf　27ページ目  ②　当社コーポレートサイト＞DX推進宣言  　https://srs-holdings.co.jp/ir/dx/  　https://srs-holdings.co.jp/ir/dx/ | | 記載内容抜粋 | ①　＜SRS DX推進宣言2030＞に基づいたDX推進の強化  2025年7月にSRSグループDX推進本部を新設  「SRS DX推進宣言2030」を策定しDX推進の加速を図る  ＜SRS DX推進宣言2030＞　3つのDX基本方針  顧客体験向上  - 来店～会計の全てにデジタル技術を活用  - 予約システムやAIを活用したアプリ、  　 サイトでのコンテンツ・機能強化  全従業員の生産性向上  - 各種業務の自動化やAIを使った受発注  　 業務等による業務効率最大化  - AIやロボットによる業務変革  グループ共通基盤の構築  - システム一元化によるコスト削減や  　 データドリブン経営による企業価値向上  - 食のインフラとしての強固な基盤の構築  売上高1,000億円を支えるグループ機能の強化を実現を目指します。  ②　課題  日本は少子高齢化や労働市場の需給の不均衡などにより、深刻な人手不足に陥っており、特に飲食業界は厳しい環境にあります。非デジタルの多くの作業が残ったまま人手不足になることにより、サービス品質の低下やお客様離れが起き、営業できない事態に追い込まれる可能性もあります。また、災害大国でもある日本は、食は非常に重要なインフラであり、災害が起きても事業が継続できるシステムへの対応が急務となります。  このままでは、SRS VISION 2030の達成ができないどころか、持続可能な事業もできなくなる可能性があります。  環境の変化  厳しい課題を抱えている飲食業界ではありますが、当グループでは最新の技術を取り入れることにより、様々な課題を解決し、お客様を始めとしたステークホルダーの皆様に経営理念である「DREAM・ENJOY・LOVE☆」をお届けできると考えています。  昨今のAIの進化や人に変わるロボットの登場、また、クラウド上で提供されるツールやシステムの発展により、多くの業務が自動化・セルフサービス化されます。AIや自動化により、業務が軽減されると、本来「人」にしかできない業務にリソースを集中することができ、業務の「質」をあげ、結果、お客様の「食の感動体験」は高まり、我々も企業として大きく成長でき、必要不可欠な食の社会インフラになれると考えています。  DXビジョン  DXにより売上高1,000億円を支えるグループ機能の強化を目指し、既存事業の飛躍的な発展と新たな収益基盤の確立による、和食チェーングループ圧倒的No.1の実現を目指します。  本部も含めた全従業員の業務負担を軽減し、お客様・従業員ともに「DREAM・ENJOY・LOVE☆」を体現できるように推進します。  DX推進は、当社がSRS VISION 2030を実現するために取り組むべき最も重要な経営戦略であり、グループ一丸となって強力に取り組んでいきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認に基づいた外部公開資料  ②　取締役会の承認に基づいた外部公開資料 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進宣言  ②　企業価値向上に向けた事業提携及び資金調達について  ③　2025年3月期決算説明会 | | 公表日 | ①　2025年 5月 9日  ②　2024年 5月15日  ③　2025年 6月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト＞DX推進宣言  　https://srs-holdings.co.jp/ir/dx/  　DX推進宣言　https://srs-holdings.co.jp/ir/dx/  ②　当社コーポレートサイト＞最新情報 > IR情報  　https://srs-holdings.co.jp/news/assets/files/ir-2405153.pdf  　「企業価値に向けた事業提携及び資金調達について」ページ8 具体的な使途③  ③　当社コーポレートサイト>IR情報 > IRライブラリー > 決算短信・決算資料  　https://srs-holdings.co.jp/ir/assets/docs/57\_briefing.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進は3つの基本方針に沿って進めていきます。  ① お客様の顧客体験向上  ご来店から会計まで、デジタル技術を活用し、予約システムやAIを活用したアプリ・サイトでのコンテンツ・機能強化を追加していきます。常に最新技術を取り入れ、継続してお客様の利便性を高めるサービスを提供するためのDXを推進していきます。  ② 全従業員の生産性向上  デジタル化可能な業務の自動化や可視化を行います。アプリからのセルフオーダーによる業務の自動化、AIを使った受発注業務、デジタルマーケティングなど、本部を含めた全従業員の生産性向上と業務効率最大化を目指します。  これにより生まれたリソースをさらに生産性向上の推進にあて、人材教育にも注力し、結果、お客様への質を向上させます。  ③ グループ共通基盤の構築  クラウド化・ツール一元化により、経営データを一元管理していきます。これにより、データに基づいて迅速かつ的確な意思決定が可能になります。また、システムを一元管理することにより、グループ全体でのコストが軽減され、結果、よりお客様へお求めやすい価格でのご提供をはじめ、新しいブランドや海外展開への新たな収益基盤の構築や新しい事業の創造をより進めやすくなります。また、災害にもたえうる企業を目指し、結果、食のインフラとして持続可能である企業として、企業価値の向上が可能となります。  ②　DX/AIへの投資  店舗の生産性向上、本部業務の効率化等を目指したDX/AIツールの導入費用に充当 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認に基づいた外部公開資料  ②　取締役会の承認に基づいた外部公開資料  ③　取締役会の承認に基づいた外部公開資料 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進宣言  　①「DX推進宣言」内　2. DX推進体制（DX推進委員会）https://srs-holdings.co.jp/ir/dx/  ②　企業価値向上に向けた事業提携及び資金調達について  　② 企業価値に向けた事業提携及び資金調達について  https://srs-holdings.co.jp/news/assets/files/ir-2405153.pdf  ページ７　取組む重点戦略と事業提携の意味合い  ③　2025年3月期決算説明会  　31ページ目 重点戦略4番目の3番目 | | 記載内容抜粋 | ①　①　ＳＲＳグループＤＸ推推進本部の発足  当社は、代表取締役執行役員社長直轄のDX推進本部を発足し、新たに設置する執行役員ＳＲＳグループＤＸ推進本部長が総責任者として代表取締役執行役員社長とともに指揮を執ります。  委員はDXを部門横断的に推進していくため各部の責任者が務め、全社のDX推進を加速させていきます。  DXに関する投資を一元的に管理することで、効果的な投資配分を行うとともに、投資実施後の評価・改善活動を実施し、ビジネス成長のためのデジタル投資を加速させます。  ②　アドバンテッジアドバイザーズの提供価値  デジタル変革、NTTドコモのネットワーク活用等  事業提携による資金・経営ノウハウ・人材を充実部分  補足: アドバンテッジアドバイザーズのネットワークを活用して、デジタル人材の確保を進めています。  ③　今回、そういった分野のプロにもわれわれの仲間に入っていただいて  (外部から専門人材を採用)  補足: SRSグループDX推進本部長を外部から招き入れ、マーケティング戦略室、情報システム部を配置し、デジタル人材を外から確保しつつ、デジタルの部内トレーニングを実施しております。外部セミナー参加、内部トレーニングコンテンツを用い教育を行う。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　企業価値向上に向けた事業提携及び資金調達について  　ページ8 資金用途  ①　DX推進宣言  　1.DX基本方針 | | 記載内容抜粋 | ②　③DX/AIへの投資　300百万円　2024年6月から2027年3月  ①　③ グループ共通基盤の構築  クラウド化・ツール一元化により、経営データを一元管理していきます。  補足  一部の事業会社のみのデータウェアハウスを全事業会社のデータと統合したデータレイクへ移行し、全事業会社が使用可能なデータドリブン経営を目指します。また、このデータレイクにはLLMを実装したうえでAIエージェント機能を有し、従業員誰もが必要なデータやダッシュボードを作成できるようにします。  各事業会社でバラバラであった業務に必要なツール、例えばワークフローなどもSaaSの仕組みを実装し、非競争領域については全事業会社共通のものを使用することにより、よりコストメリットを生み出します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進宣言 | | 公表日 | ①　2025年 5月 9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト＞DX推進宣言  　https://srs-holdings.co.jp/ir/dx/  　4. DX推進指標 | | 記載内容抜粋 | ①　DX推進の評価指標として次のKPI（主要目標）を定めています。  ① ペーパーレス化による生産性向上 ⇒ 一人当たり30分/日  ② グループデータ基盤の使用事業会社数 ⇒ 全事業会社  ③ DX施策の投資回収 ⇒ ROI達成5年以内  ④ AI/BIを使った作業効率化 ⇒ 全事業会社を含めた経営資料や分析にかかる時間を50%削減 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 5月26日  ②　2025年 8月19日 | | 発信方法 | ①　[SRS VISION 2030]新中期経営計画 (動画)  　当社コーポレートサイト＞IR情報＞決算短信・決算資料＞第57期（令和7年3月期）＞決算・新中期経営計画説明会（動画）  　https://srs-holdings.co.jp/ir/library/movie/2025/4q.html  　① [SRS VISION 2030]新中期経営計画 (動画)時間: 39:55～41:18  ②　ダイヤモンドチェーンストアオンライン  　ダイヤモンドチェーンストアオンライン経営＞ インタビュー＞「和食さと」の全国出店とグルメ寿司の海外展開に本腰!　SRSホールディングスの成長戦略  　https://diamond-rm.net/management/topinterview/519363/  　② ダイヤモンドチェーンストアオンライン | | 発信内容 | ①　中期経営計画において、新たにSRSグループDX推進本部を設置し、DX推進を加速させるためのDX推進宣言2030を代表取締役社長が公表した。  ②　記事抜粋  また、コロナ前からDX（デジタル・トランスフォーメーション）に着手していた点も大きいです。ロボットの導入や発注業務の自動化など、省人化・省力化を進めたことで、昨今の人件費上昇にもある程度柔軟に対応できるオペレーション体制が整いつつあります。  国内のWEB媒体にて、コロナ前からDX（デジタル・トランスフォーメーション）に着手していたことに触れ、ロボットの導入や発注業務の自動化など、省人化・省力化を進めたことで、昨今の人件費上昇にもある程度柔軟に対応できるオペレーション体制を整えていると代表取締役社長が述べた。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 半年に一度、全社員に対して情報セキュリティ、サイバー攻撃等の教育を実施  資産管理システムを2025年8月から導入し、外部媒体の禁止、PCログの取得を実施  WEBサイト・アプリは脆弱性診断を実施  メール誤送信、情報漏洩防止のため、メール転送防止システムを導入、また、ファイアーウィールも実装  VPN機器を最新版にし、サイバーセキュリティの防止を実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。